

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

(注) 平成23年11月15日開催の取締役会決議により、平成23年12月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,875,120,000株増加し、4,880,000,000株となる予定であります。

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数 (株) (平成23年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,190,908	1,190,908	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株制度は採用しておりません。
計	1,190,908	1,190,908	—	—

(注) 平成23年11月15日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を決議いたしました。

#### 1. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成23年11月30日(水)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,190,908株

今回の分割により増加する株式数 1,189,717,092株

株式分割後の発行済株式総数 1,190,908,000株

株式分割後の発行可能株式総数 4,880,000,000株

今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成23年9月30日現在の資本金 30,505百万円

##### (3) 分割の日程

基準日公告 平成23年11月15日(火)

基準日 平成23年11月30日(水)

効力発生日 平成23年12月1日(木)

#### 2. 単元株制度の採用

##### (1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日 平成23年12月1日(木)

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

### (イ) 平成23年7月1日開催の取締役会決議

決議年月日	平成23年7月1日
新株予約権の数(個)	440 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり127,950円 資本組入額 1株当たり63,975円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。  
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。  
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由  
 以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案  
 c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ロ) 平成23年7月1日開催の取締役会決議

決議年月日	平成23年7月1日	
新株予約権の数（個）	118 （注） 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	118 （注） 2	
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	1株当たり127,950円
	資本組入額	1株当たり63,975円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。  
 2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
  - (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
  4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
    - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
    - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
    - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
    - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
    - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
    - (7) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
    - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由  
以下に準じて決定します。
      - ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
      - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
        - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
        - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
        - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
      - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日	—	1,190,908	—	30,505	—	30,505

## (6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	453,639	38.09
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.40
ステート ストリート バンク アンド トラスカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351, Boston Massachusetts 02101, U.S.A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	48,098	4.03
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	46,961	3.94
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UK (東京都中央区月島4-16-13)	32,645	2.74
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田字古町48-1	30,000	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	24,821	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	19,365	1.62
サジャツプ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	17,277	1.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	15,000	1.25
計	—	755,206	63.41

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,043株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,328株

2. サウスイースタン アセット マネージメント インクから、平成22年2月2日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同年1月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成23年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合 (%)
サウスイースタン アセット マネージメント インク	アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー ー 6410番地 スイート900	66,091	5.42

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,190,908	1,190,908	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,190,908	—	—
総株主の議決権	—	1,190,908	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
4. 当社は子会社等がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	385,013	332,862
コールローン	10,000	45,000
有価証券	※5 99,978	※5 109,728
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 536	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 1,157
前払年金費用	36	18
未収収益	6,391	6,971
A T M仮払金	67,465	79,220
その他資産	※5 1,515	※5 1,288
有形固定資産	※7 9,393	※7 9,166
無形固定資産	18,689	17,397
繰延税金資産	1,111	1,154
貸倒引当金	△71	△112
資産の部合計	600,061	603,855
<b>負債の部</b>		
預金	312,692	330,077
譲渡性預金	20,690	826
コールマネー	※5 2,800	—
借入金	20,000	20,000
社債	90,000	90,000
A T M仮受金	27,557	29,204
その他負債	11,456	12,660
未払法人税等	4,994	6,579
資産除去債務	264	266
その他の負債	6,198	5,815
賞与引当金	325	335
負債の部合計	485,522	483,105
<b>純資産の部</b>		
資本金	30,503	30,505
資本剰余金	30,503	30,505
資本準備金	30,503	30,505
利益剰余金	53,326	59,500
利益準備金	0	0
その他利益剰余金	53,326	59,500
繰越利益剰余金	53,326	59,500
株主資本合計	114,333	120,512
その他有価証券評価差額金	51	17
評価・換算差額等合計	51	17
新株予約権	154	220
純資産の部合計	114,539	120,750
負債及び純資産の部合計	600,061	603,855

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	43,146	44,338
資金運用収益	91	232
(うち貸出金利息)	18	57
(うち有価証券利息配当金)	39	141
役務取引等収益	43,001	44,040
(うちATM受入手数料)	41,467	42,204
その他経常収益	53	65
経常費用	28,170	28,627
資金調達費用	1,010	1,052
(うち預金利息)	184	302
役務取引等費用	5,049	5,301
(うちATM設置支払手数料)	4,708	4,959
(うちATM支払手数料)	198	181
その他業務費用	11	3
営業経費	※1 21,948	※1 22,222
その他経常費用	※2 150	※2 46
経常利益	14,976	15,710
特別利益	87	—
貸倒引当金戻入益	87	—
特別損失	133	63
固定資産処分損	1	63
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	131	—
税引前中間純利益	14,929	15,647
法人税、住民税及び事業税	6,026	6,396
法人税等調整額	51	△19
法人税等合計	6,077	6,377
中間純利益	8,851	9,270

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	30,503	30,503
当中間期変動額		
新株の発行	—	2
当中間期変動額合計	—	2
当中間期末残高	30,503	30,505
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	30,503	30,503
当中間期変動額		
新株の発行	—	2
当中間期変動額合計	—	2
当中間期末残高	30,503	30,505
その他資本剰余金		
当期首残高	1,239	—
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,239	—
資本剰余金合計		
当期首残高	31,742	30,503
当中間期変動額		
新株の発行	—	2
当中間期変動額合計	—	2
当中間期末残高	31,742	30,505
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	47,606	53,326
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,355	△3,096
中間純利益	8,851	9,270
当中間期変動額合計	5,496	6,173
当中間期末残高	53,103	59,500
利益剰余金合計		
当期首残高	47,606	53,326
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,355	△3,096
中間純利益	8,851	9,270
当中間期変動額合計	5,496	6,173
当中間期末残高	53,103	59,500

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	109,851	114,333
当中間期変動額		
新株の発行	—	5
剰余金の配当	△3,355	△3,096
中間純利益	8,851	9,270
当中間期変動額合計	5,496	6,179
当中間期末残高	115,348	120,512
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△0	51
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	17	△34
当中間期変動額合計	17	△34
当中間期末残高	16	17
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	△0	51
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	17	△34
当中間期変動額合計	17	△34
当中間期末残高	16	17
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	88	154
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	66	66
当中間期変動額合計	66	66
当中間期末残高	154	220
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	109,939	114,539
当中間期変動額		
新株の発行	—	5
剰余金の配当	△3,355	△3,096
中間純利益	8,851	9,270
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	83	31
当中間期変動額合計	5,580	6,210
当中間期末残高	115,520	120,750

## (4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	14,929	15,647
減価償却費	5,497	5,755
貸倒引当金の増減 (△)	△87	41
資金運用収益	△91	△232
資金調達費用	1,010	1,052
有価証券関係損益 (△)	137	—
固定資産処分損益 (△は益)	1	63
貸出金の純増 (△) 減	△223	△621
預金の純増減 (△)	28,547	17,385
譲渡性預金の純増減 (△)	△9,190	△19,863
借入金の純増減 (△)	1,000	—
コールローン等の純増 (△) 減	20,000	△35,000
コールマネー等の純増減 (△)	△8,200	△2,800
A T M未決済資金の純増(△)減	△5,461	△10,107
資金運用による収入	363	719
資金調達による支出	△937	△879
その他	△318	460
小計	46,978	△28,377
法人税等の支払額	△6,436	△4,826
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>40,541</b>	<b>△33,203</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△159,136	△77,596
有価証券の売却による収入	12	—
有価証券の償還による収入	158,499	67,200
有形固定資産の取得による支出	△2,140	△2,729
無形固定資産の取得による支出	△5,038	△2,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,803	△15,850
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
ストックオプションの行使による収入	—	0
配当金の支払額	△3,355	△3,096
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,355	△3,096
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	29,383	△52,150
現金及び現金同等物の期首残高	294,192	385,013
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 323,576	※1 332,862

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
5. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。
7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)						
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">2,922百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">2,800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券94,912百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は797百万円であります。</p>	有価証券	2,922百万円	担保資産に対応する債務		コールマネー	2,800百万円	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権は該当無し、延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券107,584百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は785百万円であります。</p>
有価証券	2,922百万円						
担保資産に対応する債務							
コールマネー	2,800百万円						

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、387百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものは387百万円であります。</p> <p>※7. 有形固定資産の減価償却累計額 33,352百万円</p>	<p>※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、761百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものは761百万円であります。</p> <p>※7. 有形固定資産の減価償却累計額 35,943百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,662百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,834百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、株式等売却損137百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	2,662百万円	無形固定資産	2,834百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,684百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>3,071百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額41百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	2,684百万円	無形固定資産	3,071百万円
有形固定資産	2,662百万円								
無形固定資産	2,834百万円								
有形固定資産	2,684百万円								
無形固定資産	3,071百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,027	—	—	1,220,027	
合計	1,220,027	—	—	1,220,027	

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)	摘要
		当事業年度 期首	当中間会計期間		当中間会計 期間末		
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	154		
合計		—	—	—	154		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	3,355	2,750	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	3,172	利益剰余金	2,600	平成22年9月30日	平成22年12月1日

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190,880	28	—	1,190,908	(注) 2
合計	1,190,880	28	—	1,190,908	

(注) 1. 自己株式は存在いたしません。

2. 普通株式の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計 期間末残高 （百万円）	摘要
		当事業年度 期首	当中間会計期間		当中間会計 期間末		
			増加	減少			
ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—				220	
合計		—				220	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	3,096	2,600	平成23年3月31日	平成23年6月6日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	3,096	利益剰余金	2,600	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 323,576	現金預け金勘定 332,862
現金及び現金同等物 323,576	現金及び現金同等物 332,862

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度 (平成23年3月31日)

リース資産はありません

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

リース資産はありません

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	6,645	6,630	15
無形固定資産	194	177	17
合計	6,840	6,807	33

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	110	106	3
無形固定資産	120	114	5
合計	230	221	9

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	34	10
1年超	0	—
合計	34	10

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
支払リース料	706	22
減価償却費相当額	669	21
支払利息相当額	8	0

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
1年内	11	11
1年超	13	10
合 計	24	21

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金(*)	385,000	385,000	—
(2) コールローン(*)	9,969	9,969	—
(3) 有価証券 その他有価証券	97,834	97,834	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*)	536 △0		
	536	536	—
(5) ATM仮払金(*)	67,463	67,463	—
資産計	560,803	560,803	—
(1) 預金	312,692	313,173	480
(2) 譲渡性預金	20,690	20,688	△1
(3) コールマネー	2,800	2,800	—
(4) 借入金	20,000	20,248	248
(5) 社債	90,000	91,508	1,508
(6) ATM仮受金	27,557	27,557	—
負債計	473,740	475,977	2,236

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

#### (5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

#### (6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*）	2,144
合 計	2,144

（\*）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## II 当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	332,860	332,860	—
(2) コールローン（*）	44,917	44,917	—
(3) 有価証券 その他有価証券	107,584	107,584	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	1,157 △0		
	1,157	1,157	—
(5) A T M仮払金（*）	79,218	79,218	—
資産計	565,737	565,737	—
(1) 預金	330,077	330,660	582
(2) 譲渡性預金	826	826	—
(3) 借入金	20,000	20,521	521
(4) 社債	90,000	91,222	1,222
(5) A T M仮受金	29,204	29,204	—
負債計	470,109	472,436	2,327

（\*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

#### (2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

#### (4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

#### (5) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,144
合計	2,144

(\*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

## I 前事業年度

1. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）  
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社株式（平成23年3月31日現在）  
該当事項はありません。
3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	85,633	85,541	91
	社債	—	—	—
	小計	85,633	85,541	91
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	9,997	9,998	△1
	社債	2,203	2,206	△3
	小計	12,200	12,205	△4
合計		97,834	97,747	86

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

## II 当中間会計期間

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）  
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社株式（平成23年9月30日現在）  
該当事項はありません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照 表計上額を超えるもの	債券			
	国債	107,584	107,555	29
	小計	107,584	107,555	29
時価が中間貸借対照 表計上額を超えないもの	債券			
	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		107,584	107,555	29

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

I 前事業年度

該当事項はありません。

II 当中間会計期間

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前事業年度

○その他有価証券評価差額金（平成23年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	86
その他有価証券	86
（△）繰延税金負債	△35
その他有価証券評価差額金	51

II 当中間会計期間

○その他有価証券評価差額金（平成23年9月30日現在）

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	29
その他有価証券	29
（△）繰延税金負債	△11
その他有価証券評価差額金	17

(デリバティブ取引関係)

I 前事業年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注)
	合計	——	——	——	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

## II 当中間会計期間

### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注)
	合計	—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

#### (2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

#### (3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

#### (4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 66百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第3回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 4名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 423株	普通株式 51株
付与日	平成22年8月9日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価 (注) 2	新株予約権 1個当たり 139,824円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権 1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 71百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注) 1	普通株式 440株	普通株式 118株
付与日	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成23年8月9日から平成53年8月8日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注) 2	新株予約権1個当たり 127,950円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

(持分法損益等)

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度（平成23年3月31日現在）

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	247百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
その他増減額（△は減少）	4百万円
期末残高	<u>264百万円</u>

II 当中間会計期間（平成23年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	264百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額（△は減少）	2百万円
当中間会計期間末残高	<u>266百万円</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、A T M関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京U F J銀行	4,571	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

## II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

当社は、A T M関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,041	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	96,050.49	101,208.01

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7,255.53	7,784.15
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	8,851	9,270
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	8,851	9,270
普通株式の期中平均株式数	株	1,220,027	1,190,895
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	7,252.43	7,777.55
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	株	521	1,010
うち新株予約権	株	521	1,010
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

当中間会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成23年11月15日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を決議いたしました。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上、投資家層の拡大を図ることを目的として、株式の分割を行うものであります。また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成23年11月30日(水)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	1,190,908株
②今回の分割により増加する株式数	1,189,717,092株
③株式分割後の発行済株式総数	1,190,908,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	4,880,000,000株

今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成23年9月30日現在の資本金 30,505百万円

(3) 分割の日程

基準日公告	平成23年11月15日(火)
基準日	平成23年11月30日(水)
効力発生日	平成23年12月1日(木)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成23年12月1日(木)

4. 当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下の通りであります。

前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	96円05銭	1株当たり純資産額	101円20銭

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	7円25銭	1株当たり中間純利益金額	7円78銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	7円25銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	7円77銭

## 2 【その他】

### 中間配当

平成23年11月10日開催の取締役会において、第11期の中間配当につき、次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	3,096百万円
1株当たりの中間配当金	2,600円

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年11月15日開催の取締役会において、株式分割及び単元株制度の採用を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年11月24日
<b>【会社名】</b>	株式会社セブン銀行
<b>【英訳名】</b>	Seven Bank, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 二子石 謙輔
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 二子石 謙輔は、当社の第11期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

